



弁 明 書

30中洲管第966号
平成31年3月5日

統括審理員 藤久 吉浩 殿
審理員 長尾 恵理子 殿

処 分 庁

東京都知事 小池 百合子



次のとおり弁明いたします。

1 事件の表示

審査請求人有限会社ムラキ（以下「請求人」という。）が、平成31年1月23日付けで提起した、東京都中央卸売市場条例第103条第1項第5号に基づく業務停止処分（平成30年11月26日付30中洲管第266号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（30総法査第1089号）

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

3 本件処分内容及び理由

築地市場の閉場により、請求人が受けていた市場施設の使用指定（旧築地市場水産物部仲卸売場1095、1096、4059及びロー49）が消滅したことに伴い、請求人は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「市場条例」という。）第91条の規定に基づき、自己の費用で当該施設を原状に復して返還する義務を負うところ、平成30年11月25日時点においてもなお、当該使用施設だった場所に請求人の備品等が残置されており、市場条例第91条に違反している状況となっていた。

このため、処分庁は、市場条例第103条第1項第5号（「この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき」）に該当するものとして、平成30年11月26日付けで、同年12月1日から起算して30日間、東京都中央卸売市場における仲卸業務の全部を停止する監督処分を行ったものである。

なお、本件処分の内容及び理由については、後記4（本件処分に至るまでの経緯）でも詳述する。

4 本件処分に至るまでの経緯

（1）築地市場の閉場及び豊洲市場の開場

- ア 都は、卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）に基づく農林水産大臣の認可を受け、東京都内に11の中央卸売市場を開設するとともに、同法第9条第1項等により開設者が定めることとされている「業務規程」として市場条例及び東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号）を制定し、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図っている。
- イ 昭和10年に開場した旧築地市場は、施設の老朽化や狭隘化などから、食の安全・安心に対する消費者意識の高まりや食生活の変化等に伴う産地、顧客、消費者ニーズの多様化・高度化など、市場を取り巻く環境の変化に十分応えられない状況となっていた。このため、都は、こうした環境の変化に対応できる機能を備え、豊富で新鮮な生鮮食料品を安定供給し、首都圏3300万人の食を支える基幹市場として、豊洲市場を整備することとし、長年にわたる様々な議論や調整を経て、平成28年3月31日、都が開設している東京都中央卸売市場から、築地市場を廃止し（改正条例における「第4条の表東京都中央卸売市場築地市場の項を削り」の文言が該当する。）、豊洲市場を新設する（改正条例における「次のように加える。『東京都中央卸売市場豊洲市場』『東京都江東区豊洲6丁目6番1号』」の文言が該当する。）旨の市場条例の改正を行った（東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成28年東京都条例第53号、以下「一部改正条例」という。）。）
- ウ 上記市場条例の改正は、東京都規則で定める日から施行されることとされており、都は、平成30年8月1日、卸売市場法第11条第1項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、東京都中央卸売市場の業務規程の変更等について認可を申請し、同年9月10日に農林水産大臣の認可を受け、同月11日、上記市場条例の改正の施行日を同年10月11日と定める規則を公布した。
- エ この結果、築地市場は上記施行日である平成30年10月11日をもって廃止され、同日に豊洲市場が開場した。
- オ なお、平成30年10月11日から同月17日までは、旧築地市場において事業者が後片付け等残務処理を行う引越調整期間が設定されていたが、同月18日以降は関係者以外の立入りが禁止され、本格的な解体工事が行われている。

（2）請求人の旧築地市場における地位

- ア 請求人は、旧築地市場内で水産物の取扱品目を扱うことを東京都知事から許可された仲卸業者であった者であり（市場条例第2条第2項、第24条第1項、第2項）、昭和39年10月28日、築地市場の仲卸業者として、東京都知事から市場施設である水産物部仲卸業者売場の区画の用地について、使用期間を定めて使用許可を受け（市場条例第88条第1項の規定により、この使用許可を「使用指定」と称しているため、以下「使用指定」と表記する。）、その後も使用指定の更新を受けて、仲卸業を営んできた。
- イ そして、請求人は、旧築地市場水産物部仲卸売場1095、1096、4059について、平成28年3月31日に使用指定を受けていた従前の使用期間が満了するに当たり、東京都知事に対し、平成28年3月3日付けで使用指定の申請を行い、同月31日、

東京都知事から、「使用期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。」との内容で使用指定を受けた。

ウ また、請求人は、旧築地市場水産物部仲卸売場ロー49について、東京都知事に対し、平成29年7月5日付けで使用指定の申請を行い、東京都知事から、「使用期間は平成29年8月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。」との内容で使用指定を受けた。

エ 前記4(1)のとおり、築地市場は平成30年10月11日をもって廃止されたことから、請求人は築地市場の仲卸業者としての地位を有しなくなるとともに、築地市場の市場施設の使用指定は失効し、請求人の使用権は喪失した。

オ なお、請求人は、東京都知事に対し、新たに開場した豊洲市場の市場施設について使用指定の申請をし、東京都知事から使用指定を受けている。また、仲卸業務の許可については、条例上のみなし規定により、築地市場で許可を受けていた者については、豊洲市場の仲卸業者とみなされており(一部改正条例附則第3項ないし第5項)、請求人も、平成30年10月11日から豊洲市場の仲卸業者として現在に至るまで継続的に事業を営んでいる。

(3) 築地市場閉場説明会の開催

ア 都は、築地市場の閉場に先立ち、平成30年8月20日から28日にかけて、旧築地市場で使用指定及び使用許可を受けていた全ての事業者を対象に、閉場に際しての手続き等に関する説明会を計6回開催した。この説明会の中で、事業者に対し、都が使用許可している市場施設を返還する場合の造作等の取扱いについて説明しており、請求人も、8月20日の説明会に出席した。

イ 築地市場の閉場は、市場条例第91条に規定する「その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したとき」に該当し、市場業者は自己の費用で市場施設の原状回復を行い、都に返還する義務が課せられている(市場条例第91条)。ただし、豊洲市場への移転に際しては、施設使用者の負担軽減を図ることにより、円滑な市場移転を実現するため、都は、施設使用者の申請に基づき、同条ただし書きに基づき、原状回復義務を免除することとした(一部の造作等を除く)。

ウ 造作等の原状回復免除については、都知事に対する申請と、都知事の承認が必要であるため、都は、事業者に対し、この説明会で、「築地市場閉場に伴う市場施設の造作等の取扱いについて(通知)」(以下「通知文」という。)により、その必要な手続きや申請書類を配布・説明し、平成30年8月27日から同年9月4日までの間に、「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復免除及び権利放棄に関する申請書」(以下「申請書」という。)を提出するよう依頼した。また、通知文の中で、申請書が提出されない場合には、原状回復は免除せず、施設使用者が退去確認までに自己の費用及び責任において造作等を原状回復し、使用施設を返還してもらう旨を説明している。

(4) 申請書未提出者への催促

- ア 申請書の提出期限翌日の平成30年9月5日時点で、対象事業者約850者中、約120事業者が未提出であったため、申請書提出を催促するとともに、申請書の提出がないと、市場施設の原状回復を使用者の費用と責任で行う必要がある旨を、個別に訪問して説明した。
- イ 9月下旬からは、上記の説明に加え、閉場後の築地は解体工事現場となり営業活動はできないことや、築地市場での営業継続は市場条例違反であり、豊洲市場での業務について監督処分を行うことになることについて、繰り返し丁寧に説明を行った。
- ウ 請求人に対しては、平成30年9月13日及び10月6日に旧築地市場内の店舗を訪問し、上記の説明を行ったが、豊洲と築地の両方で営業が可能である旨などを主張し、申請書を提出せず、また、10月7日には、請求人の店舗(水産物部仲卸売場1095、1096)内の残置物(照明器具、木板、作業台、冷蔵庫、ハシゴなど)に、無断持ち出し厳禁、残置物は所有物である旨の貼り紙が確認された。

(5) 造作等原状回復計画書の提出についての通知

- ア 申請書の提出がない事業者については、自己の費用と責任において、造作等の原状回復を行うことになるため、都は、平成30年10月10日、請求人を含め、申請書が未提出である事業者に対し、「築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等原状回復計画書の提出について(通知)」(以下「10月10日付通知」という。)を送付し、事業者自身による原状回復に向け、同月14日までに造作等の原状回復にかかる計画書(以下「計画書」という。)を提出することを依頼した。その際、10月10日付通知において、造作等の原状回復が行われない場合は条例違反となり、監督処分を行わざるを得ないことや、計画書は、旧築地市場から豊洲市場への引越の調整期間の最終日である10月17日の20時まで、東京都職員の立会いの下で、原状回復の完了状況を確認できる計画とすることを示している。
- イ これは、市場施設の原状回復免除等の申請をしないということは、当該事業者は、以前から原状回復の準備をしているとの認識の下、旧築地市場から豊洲市場への引越の調整期間の最終日である平成30年10月17日の20時まで確実に原状回復をすることを求めたものである。
- ウ これを受け、数者から申請書の提出があったが、請求人は、平成30年10月14日に、10月10日付文書は無効である旨のFAXを送付するなど、計画書を提出する意思を示さず、本件用地の原状回復及び返還も行わなかった。

(6) 「履行催告書」の送付

- ア 請求人を含め、平成30年10月14日時点で申請書を提出していない事業者に対しては、10月16日に「履行催告書」を送付し、施設の原状回復及び返還の義務を直ちに履行するよう求めるとともに、履行が完了しない場合には、法令の定めるところにより、必要な手続きを行うことになることや、履行の遅延等により都に発生した損害につ

いては、別途賠償を求めることになる旨を通知した。

イ しかしながら、請求人が原状回復及び返還義務を果たすことはなく、引越調整期間の最終日である平成30年10月17日を徒過した。

(7) 土地の明渡しにかかる仮処分の申立て

ア 以上のように、都は、請求人に対し、旧築地市場が閉場となることに伴い市場施設が返還となることや、その際の原状回復等の取扱いについて丁寧に説明し、申請書の提出又は市場施設の原状回復及び返還を求めてきた。

イ しかしながら、請求人から申請書が提出されることはなく、本件用地を残置物等により占有しており、これ以上、請求人と任意に折衝をしても、自発的に施設を原状回復し、返還することは到底見込めない状況であったため、都は、旧築地市場から豊洲市場への引越の調整期間が終了した翌日にあたる平成30年10月18日に、東京地方裁判所に対し、水産物部仲卸売場1095、1096に係る土地の明渡しを求める仮処分の申立てを行った。

ウ 仮処分の申立て以降も、請求人から原状回復や施設の返還の意思が示されることはなく、平成30年11月22日に東京地方裁判所が仮処分の申立てを認容し、同月26日には、執行官が仮処分を執行し、残置物を撤去の上、当該用地を都に明け渡した。

(8) 市場業務等に係る行政処分要綱と行政処分審査会について

ア 卸売市場法第50条では、開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、業務規程で定めるところにより、これらの者に対し、業務許可の取消や業務の停止等の処分などを行うことができるとされており、都は、これに基づき、市場条例第103条で監督処分について定めている。

イ そして、都は、市場業務等に係る行政処分の公正の保持と透明性の向上を図ることを目的として、市場条例第103条の規定に基づく監督処分及び第120条第2項に基づく行政処分について、東京都行政手続条例(平成6年東京都条例第142号)第12条第1項に規定する処分基準に当たる「市場業務等に係る行政処分要綱」(平成16年3月30日付15中管総第1570号、以下「要綱」という。)を定めている。

ウ また、市場条例第103条に定める監督処分及び第120条第2項に定める行政処分の適正を期し、東京都中央卸売市場の適切な管理運営を図ることを目的に、東京都中央卸売市場行政処分審査会(以下「審査会」という。)を設置している(東京都中央卸売市場行政処分審査会要領)。

エ 審査会の委員長は、東京都中央卸売市場管理部長が当たり、委員は東京都中央卸売市場部課長級7名で構成されている。

(9) 不利益処分に係る「弁明書」提出の依頼

ア 都は、度重なる働きかけにも関わらず、平成30年10月31日時点で申請書を提出していない請求人を含む事業者に対し、市場施設の原状回復及び返還がなされておらず、

市場条例第91条に違反している状況であることから、不利益処分に係る弁明の機会を付与する書面を同日付で送付した（平成30年10月31日付30中洲管第105号「弁明書の提出について（通知）」、提出期限：平成30年11月8日）。

イ 不利益処分の内容や期間については、処分事由が要綱別表2及び別表3にない場合、要綱第11条の定めに基づき、第5条第2項別表1の定めによるものと規定されている。請求人は、豊洲市場の仲卸業者であることから、仲卸業務の全部停止処分とし、量定区分は、別表1の区分C「市場の秩序若しくは公共の利益を害する行為」、期間30日に分類されるため、弁明書の提出を求める通知には、予定される不利益処分の内容として、仲卸業務の全部停止処分30日と示した。

ウ これに対し、請求人は、平成30年11月8日付で、旧築地市場場内に入場を拒まれて撤去できなかったこと、豊洲市場への移転に当たって水産仲卸業者に対して都が話し合いの席を設けなかったこと、移転に当たって設備・備品等の損失補償をせず、また移転による損害賠償及び得意先喪失補償を行わなければならないこと、築地市場は依然として存続しており、営業権組合は営業権を有していること等を主張する弁明書を提出した。

(10) 行政処分審査会の開催

ア 豊洲市場場長は、請求人らが、旧築地市場の原状回復及び返還の義務を履行しておらず、市場条例第91条に違反している事実に基づき、審査会委員長である**管理部長**に対し、行政処分審査会の付議依頼を行った（平成30年11月19日付30中洲管第177号「行政処分審査会への付議について（依頼）」）。

イ これを受け、審査会委員長は、平成30年11月22日に委員を招集し、「**築地市場の閉場に伴う原状回復及び返還義務の不履行について**」の行政処分審査会を開催した。

ウ 審査会では、本付議案件にかかる事実の概要や経緯、処分理由・考え方などが盛り込まれた付議依頼書面及び請求人の弁明書、証拠写真などの資料を基に審議した。請求人の弁明に対し、

- ・ 入場拒否の件は、築地市場閉場後も1週間の引越調整期間を設けるなど、**作業期間**は十分取り、かつ平成30年10月18日以降は入場を禁止することも含め、**同年8月の説明会**で説明しているところであり、都として許容できないこと
- ・ 話し合いの場の設置については、都と市場業界との協議機関である「**新市場建設協議会**」において意見交換を重ねるなど、あらゆる機会を通じて市場業者との合意形成を行った上で移転したものと考えていること
- ・ さらに、損害賠償や得意先喪失補償、営業権の件について、築地市場は本来の行政財産に由来する内在的制約を伴っていることから、使用許可の消滅による不利益については受忍すべきであり、損失補償を求めることはできず、当該主張についても相容れるものではないこと

とし、請求人の弁明書における主張は、原状回復及び施設の返還義務の不履行を正当化する事由たり得ないこととした。

エ このように、弁明書では反省の色が全く認められないことに加え、審査会開催時点においても、原状回復及び返還義務を履行する兆候は認められないなど、情状酌量すべきものが認められないことから、市場条例第103条第1項の仲卸業務の全部停止を命ずることとし、期間については要綱第11条の規定に基づき第5条第2項別表1の量定区分C「市場の秩序もしくは公共の利益を害する行為」の基準期間である30日と決定した。

(11) 行政処分のお知らせ

ア 審査会の決定内容は、平成30年11月22日付30中管総第1754号「行政処分審査会の審査結果について」により、豊洲市場場長宛て通知された。

イ これを受け、請求人に対し、市場条例第91条及び第103条第1項第5号の規定に基づき、平成30年12月1日から起算する仲卸業務の全部停止30日の行政処分を通知した。(平成30年11月26日付30中洲管第266号)

(12) 小括

以上のとおり、本件処分は、請求人が、築地市場の閉場による市場施設の使用資格消滅に伴い負うべき、市場条例第91条の規定に基づく原状回復及び返還義務に違反したことを理由に、市場条例第103条第1項第5号の規定に基づき行ったものである。

都は、請求人に対し、築地市場の閉場に伴う造作等の取扱いについて示し、申請書を提出すれば原状回復義務が免除されることや、申請書を提出しない場合には事業者自らの費用と負担で原状回復を行う必要があることを再三にわたり説明するとともに、原状回復が行われない場合は条例違反となり、監督処分を行わざるを得ないことについて、注意・指導も行っていった。加えて、本件処分に当たっては、東京都行政手続条例等で定められた弁明の機会を付与し、その弁明内容も踏まえたうえで、行政処分審査会等で審議を行い、あらかじめ定められた処分基準に従い、その量定の範囲内で処分内容を決定している。

したがって、本件処分は適法かつ妥当なものであり、違法又は不当な点はない。

5 審査請求書記載事実の認否

(1) 「1 審査請求に係る処分の内容」について

認める。

(2) 「2 処分があったことを知った日」について

認める。

(3) 「3 処分庁の教示の有無及び内容」について

認める。

(4) 「審査請求の趣旨」について

争う。

(5) 「審査請求の理由」について

ア 「1 損失補償の必要性」について

- (ア)「公共事業が・・・損失補償が必要である。」については、一般論として認め、本件処分に応用されるべきという主張については、争う。
- (イ)「市場の移転に伴い、・・・一切損失補償を要しないと解することはできない」までについては、判例の存在については認め、本件処分に応用されるべきという主張については、否認又は争う。
- (ウ)「にもかかわらず、東京都は、豊洲市場で使えなくなった審査請求人の設備・備品について損失補償を支払うことなく、その撤去・原状回復を求めた。」については、都が請求人に市場施設の原状回復及び返還を求めた事実は認め、その余は否認又は争う。

「豊洲市場で使えなくなった審査請求人の設備・備品」が何を指すのか判然としませんが、請求人は、平成30年10月11日から豊洲市場で仲卸業務を行うに当たり、必要な設備・備品等を旧築地市場から移設している。本件用地に残置された設備・備品は、請求人が自らの意思で（豊洲市場では使わないものとして）残置したものであり、仮に、「豊洲市場で使えなくなった審査請求人の設備・備品」がこれらを指すものとしたら、前提を欠く主張と言わざるを得ない。

- (エ)「東京都は、審査請求人に対し、・・・同条違反を根拠として本件処分を行ったことは法令の趣旨を逸脱しており、違法である。」については、都が、条例第91条に定める原状回復義務を請求人が果たしていないことを理由に本件処分を行ったことは認め、市場条例第91条が損失補償を前提とした規定であり、損失補償を欠いたまま本件処分を行ったことは違法であるとの主張については、争う。

本件処分が適法・妥当であることは、前記3及び4のとおりである。

- (オ)「更に、「使用者に起因して使用資格が消滅した場合」の規定である条例第91条を・・・条例第103条第1項第5号に基づいて、「30日間の業務停止処分」を科したことも違法である。」については、否認又は争う。

市場条例第91条は、「使用者の死亡、解散若しくは廃棄等又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、・・・当該施設を原状に復して返還しなければならない。」と規定されており、使用者に起因して使用資格が消滅した場合に限られるものではなく、本件処分は適法である。

- (カ)「以上のように、・・・本件処分が取り消されるべきは明らかである。」については、争う。

イ 「2 本件不利益処分の違法性」について

- (ア)「東京都は、審査請求人が・・・東京都の処分の裁量性を大きく逸脱し、相当でなく違法である。」については、東京都が、請求人が原状回復義務を果たさなかったことを理由に本件処分を行ったことは認め、「平成30年10月19日以降築地市場のロックアウトがなされ、原状回復や施設の返還が不可能だった」旨の主張及び、仮処分が執行されたにもかかわらず、本件処分を重ねて行ったことは違法である旨の主張は否認する。

- (イ) 理由については、後記6(3)で詳述する。

6 請求人の主張に対する意見（反論）

(1) 損失補償に関する主張について

- ア 請求人は、公共事業が特定の者の私有財産に特別の犠牲を強いる場合には、憲法29条第3項に基づき損失補償が必要であるとし、その根拠として裁判例（東京高裁平成3年7月30日）を挙げている。
- イ しかしながら、本件処分は、適正な法的手続きを経て実施された旧築地市場の閉場に伴い、市場施設の利用者であった請求人が果たすべき、市場条例に基づく原状回復及び返還義務を履行しなかったことに対する行政処分（業務停止処分）である。
- ウ 他方、東京高裁判決は、市中央卸売市場の移転に伴い、新設の市場に移転することになった卸売業者に対する入場交付金及び補償金名目での千葉市による支出の適法性が争点となった住民訴訟の事案であり、旧市場の原状回復義務やそれに基づく行政処分について判断したものではない。むしろ、事業者が旧市場の設備等を廃棄・撤去し、新市場に移転することは当然の前提とされており、この判決が、請求人の原状回復義務違反を正当化する事由とはならず、本件処分の違法性を基礎づける根拠ともなり得ないことは明らかである。
- エ そのことを措くとしても、旧築地市場は、都民に生鮮食料品を安定的に供給するという行政目的を果たすために、都が設置していた中央卸売市場であり、仲卸業者への市場施設の使用許可は、こうした行政目的の範囲内で行っていたものである。仮に、請求人が、使用指定の消滅に伴い何らかの経済的損失を被る場合においても、使用指定に伴う利益は、築地市場という本来の行政財産に由来する内在的制約を伴っていることから、使用許可の消滅による不利益については、受忍すべきものであり、補償を求めることはできないし、請求人に課せられた原状回復義務を、意図的に履行しない理由となるものでもない。

(2) 市場条例第91条を誤って適用しているとの主張について

- ア 請求人は、「使用者に起因して使用資格が消滅した場合」の規定である市場条例第91条を「行政上の必要から市場施設の使用が終了した場合」である本件に誤って適用しているため、本件処分は違法である旨を主張するものようである。
- イ しかしながら、市場条例第91条は、「使用者の死亡、解散若しくは廃棄等又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、・・・当該施設を原状に復して返還しなければならない。」と規定されており、使用者に起因して使用資格が消滅した場合に限られるものではない。
- ウ また、請求人から提出された、平成28年3月3日付け及び平成29年7月5日付けの市場施設使用指定申請書の使用期間には、終期として「築地市場閉場日まで」との記載があり、これを受けた東京都知事による「市場施設使用指定書」には、「使用期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、上記の間に築地市場が閉場となった場合は、その日までとする。」との記載に加え、使用期間満了時には原状に復し、返還しなければならない旨も記載されている（平成29年7月5日付けの

使用指定申請書に対する市場施設使用指定書の使用期間開始日は「平成29年8月1日から」となっている。

エ 本件は、築地市場の閉場に伴い、使用指定の使用期間が満了したことで、市場条例第91条に規定する「その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したとき」に該当し、請求人に原状回復及び返還義務が生じたものであって、請求人の主張に理由がないことは明らかである。

(3) 処分の裁量性を逸脱しているとの主張について

ア 請求人は、本件処分について、現実には平成30年10月19日以降築地市場のロックアウトがなされ、原状回復や施設の返還が不可能であり、さらに、仮処分が執行されたにもかかわらず、本件処分を重ねて行ったことは、都の処分の裁量性を大きく逸脱し、違法である旨を主張する。

イ しかしながら、前記4で述べたとおり、都は、請求人に対し、築地市場閉場後、営業活動はできないことを予め説明するとともに、再三にわたり申請書の提出を促している。そのうえで、平成30年10月10日には、原状回復に係る計画書の提出を依頼し、造作等の原状回復が行われない場合は条例違反となり、監督処分を行わざるを得ないことも説明した。然るに、請求人から申請書や計画書が提出されることはなく、原状回復や施設の返還の意思が示されたことは一切ない。

ウ また、東京地方裁判所が行った仮処分（仮執行）は、都の市場施設である土地が、請求人の残置物等により現に占有されていたことから、これを撤去し、都に明け渡すために行ったものである。他方、本件処分は、条例に基づく許可を得て事業を営む仲卸業者である請求人が、市場施設の原状回復及び返還という市場条例で課せられた義務を果たしていないことについて、開設者として、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図るため、必要な行政処分を行ったものである。

両者は、その目的を異にするものであり、また、仮処分の執行により請求人が市場条例第91条に違反した事実が治癒されるものでもなく、違法でも不当でもない。

7 結語

したがって、本件審査請求は、速やかに棄却されるべきである。

証拠書類の表示（30総総法査第1089号）

1. 東京都中央卸売市場条例
2. 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（東京都公報平成28年3月31日）
3. 東京都中央卸売市場条例等の変更認可について（申請）
4. 認可書
5. 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（東京都公報平成30年9月11日）
6. 市場施設使用指定申請書
7. 平成28年度市場施設使用指定（許可）の更新並びに使用料の減額及び免除について
8. 市場施設使用指定について
9. 豊洲市場における市場施設の使用指定（許可）について
10. 築地市場閉場説明会資料（抜粋）
11. 築地市場閉場に伴う市場施設の造作等の取扱いについて（通知）
12. 築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等の原状回復免除及び権利放棄に関する申請書
13. 築地市場閉場に伴う市場施設の返還における造作等原状回復計画書の提出について（通知）
14. 平成30年10月14日付FAX
15. 履行催告書
16. 残置物等の状況
17. 仮処分命令申立書
18. 仮処分決定
19. 仮処分調書
20. 市場業務等に係る行政処分要綱
21. 東京都中央卸売市場行政処分審査会要領
22. 弁明書の提出について（通知）
23. 弁明書
24. 行政処分審査会への付議について（依頼）
25. 行政処分審査会資料
26. 行政処分審査会の審査結果について